



昭和31年 7 月 15 日
 第 81 号
 発行所 豊島区役所
 豊島区池袋1-642番地
 編集兼発行人 豊島区自治振興課
 電話池袋 (97) 1101 ~ 5
 印刷所 印刷株式會社

‘衛生豊島’の確立

= 病気を運ぶ蠅と蚊の撲滅 =

本区においては昭和二十六年以来、衛生豊島を標榜して蚊も蠅もいない街の建設に努力して参りましたが、昭和三十年より本区においても蠅と蚊の撲滅運動推進、三ヶ年計画を樹立し、その本部を都民室に設置、都民運動として推進しつつありますが、本区においてもその運動の二年目を迎えるに際し、関係官公署、民間団体との密接な協力のもとに去る七月一日より八月三十一日迄の二ヶ月間を「夏期衛生強健運動」と銘打ち一大区民運動を展開しております。

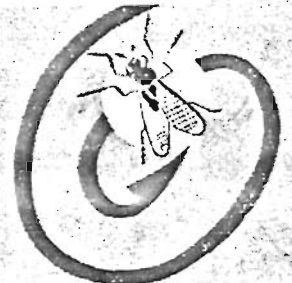
区役所においては、区公報、新聞、ラヂオの報道を始め懸垂幕、立看板、ポスター

の掲出、宣伝カーの出動による巡回放送、全世帯に対するチラシの配布、各種地区別代表との打合せ等、その啓蒙に大童の活躍を続けておりますが、こうした運動の徹底は一にかかつて区民みなさんのひとり、ひとりの自覚と協力に俟たなければ完全な成果は期せられませんので、特段の御尽力と御協力を、お願いいたします。

尚本運動の主たる実施事項は次のようなものであります。

- 一、巡回映画会
 - 一、夏期塵芥景景の特別処理
 - 一、開地清掃運動
- (雑草刈取の実施)

早く退治さ



- 一、墓地その他公共用地の殺菌消毒の散布の実施
 - 一、塵芥箱各戸設置運動
- こうした計画に依る運動を一層効果的ならしむるため、特に区民皆様に御協力をお願いいたします。是は、町会、婦

- 一、全世帯に対する殺菌消毒薬品の無料配布
- 一、蠅取り運動の実施
- 一、下水定期清掃の徹底と強化
- 一、開渠下水の消毒実施

人会等の地域団体では密接な打合せのもとに、巡回映画会の場合には日時、場所の周知徹底方等について特に御折りを頂き、当該地区にこの運動の強力な気運を盛りあげていただくよう御願いたしました。

なを、蠅取り運動は区内一斉に行う事がより効果的と思われまますので、第一回七月二十八、九日、第二回八月十二、十三日に行う予定になつておりますから、これを地区計画の日程に折こんで頂くようお願い致します。

所 所 所 所 所
 健 健 健 健 健
 務 務 務 務 務
 協 協 協 協 協
 力 力 力 力 力

役 保 保 保 保
 保 保 保 保
 保 保 保 保
 保 保 保 保

島 島 島 島 島
 島 島 島 島 島
 島 島 島 島 島
 島 島 島 島 島

豊 豊 豊 豊 豊
 豊 豊 豊 豊 豊
 豊 豊 豊 豊 豊
 豊 豊 豊 豊 豊

第4回豊島区議会

正副議長決る

六月十六日

今回の本会議は議事事件を終了後、役員改選が行なわれ議長、副議長並びに教育、監査の各委員長が選挙同意されました。

会議の経過は次の通りであります。

午後十時二十六分副議長坂忠長君議長席に就き、本会議の開会を宣し、木村区長より提案の挨拶があつた後、左記日程をそれぞれ議決(承認)されました。

- 一、物件の供給契約(乗用自動車二台)についての報告
- 一、東京都豊島区役所の出張所設置に関する条例の一部を改正する条例
- 一、東京都豊島区印鑑条例制定の件

続いて山下議長より議長辞職許可願の件は全員異議なく願出での通り許可し、引続いて後任の議長選挙を単記無記名投票に依つて行つた結果、西海民政議員が当選、就任しました。

次に宮坂副議長より副議長辞職許可願の件も 全員異議なく許可され、引続いて、後任の副議長選挙を単記無記名投票によつて行つた結果、足立平蔵議員が当選就任しました。

次に豊島区教育委員会委員(議員中より一名)補欠選挙の件は、議長の指名推薦の結果、赫國雄議員が当選就任しました。

次に豊島区監査委員(議員中より一名)選任同意の件は区長推薦通り、加藤太一議員に同意議決で確定されました。

以上で追加日程を終り、最後に、提案せられた左記動議即ち、

- 第一点 正副議長が従来担任して来た常任委員の辞任
- 第二点 前正副議長を常任委員に選任すること
- 第三点 委員長中担当委員の交換希望ある向きについては其の選任をへ

以上の三点については、新議長一任とする事に全員異議なく決定せられ、午後十一時五十分閉会しました。

区議会各種常任委員会

正副委員長決定

去る六月二十一日各種常任委員会が開かれ、左記新委員長が互選され、同時に新委員長の指名により副委員長が決定しました。

- | | | | |
|-----------|--------|------|---------|
| 総務委員長 | 市川 勇吉 | 副委員長 | 鶴見 秀男 |
| 財務委員長 | 河村 孝信 | 副委員長 | 阿部 静枝 |
| 自治振興委員長 | 佐々木庄治郎 | 副委員長 | 荻野 間氏 |
| 建設委員長 | 足立藤次郎 | 副委員長 | 熊谷 鉄吉 |
| 文教委員長 | 橋本とし子 | 副委員長 | 土屋 剛 |
| 商工委員長 | | 副委員長 | 鈴木栄次郎 |
| 自治振興正副委員長 | | 副委員長 | 奥富 太郎 |
| | | 副委員長 | 塚越 常三 |
| | | 副委員長 | 杉浦 茂 |
| | | 副委員長 | 七月二日に決定 |

参議院議員選挙

投票率23区で二位

去る七月八日に行われた参議院議員選挙には本区選挙管理委員会においても公明選挙意欲昂揚と乗権防止のため、放送宣伝車・各種ポスター・懸垂幕・立看板等により宣伝啓発につとめました。投票の結果は二十三区において第二位の成績でありました。

- 平均 五四・三五%
- 二、当選人 東京都選出議員順位
- 一、安井 謙
 - 二、野坂 参三
 - 三、島 清
 - 四、重盛 寿治
 - 次点 柏原 ヤス
- 参議院議員全国区は省略

- 記
- 一、投票率
 - 男 五八・九七%
 - 女 四九・七六%



昭和三十一年上半期に於ける今期区議会の各種常任委員会の一三二回に及び其の内訳は左の通りであります。

各種常任委員会 動き活潑

総務委員会	九回
財務委員会	十一回
自治振興委員会	九回
厚生委員会	十回
文教委員会	十五回
商工委員会	九回
建設委員会	八回
委員長会	六回
各派幹事長会	十九回
その他法律条例に依らない各種委員会等	二六回
計	一三二回

学校プール工事 木村区長督勵

学校の建設工事は、中学校、高等学校、松小(校)は、着工以来、関係者、悪天候に悩ま



されながらも鋭意その完成を急ぎつつあり、木村区長も寸暇を割いて工事現場を督勵される等により工事は歩、一歩進捗を示しており、待ちに待

つ子供達が、満々とたたえられた水に嬉々として遊びたわむれ、夏の体育に大きな役割を果す日も近き日にあると思われま

八ヶ岳高原に

夏期林間学校

本区に於ては従来区の経営による林間の夏期施設がないので、小学校、中学校とも林間施設は他の数ヶ所を利用して来たので、色々不便が多かつたのであります。本年は山梨県北巨摩郡小淵沢町の菅沢和氏の好意により八ヶ岳高原の同氏所有の建物の提供を受け、取り敢えず区立中学校の夏期施設を、左記の様

- 記
- 一、期間 七月十九日 八月三十一日
 - 二、参加校 全中学校(十一校)
 - 三、収容人員 一回一〇〇人
 - 四、費用 一、一〇〇円(三泊四日)
- 但、1、交通費を含む。
2、米九食分一升三合五勺持参のこと。

「青い羽根」募金に

御協力下さい

海上で遭難した幾千の生命と船舶を救う資金となる「青い羽根」募金が実施される事になりました。

我が国においては年々三千余隻の船舶が遭難し、三万名近い人命が危難に陥つて居ります。これを他人事として見過すことは、人道に、到底許されるべきことではありません。日本水難救済会は六十有余年に亘り、この事業を使命とし、既に十五万余の人命と七十余億円の船貨を救護いた

しました。が、尚一層一人でも、一隻でも多く救助する為には一人でも多くの区民の皆さんの御協力を得なければならぬのであります。

本年も又、七月二十日、海の日の前夜を通じ、青い羽根による募金が始められることになり、去る七月一日から七月二十三日まで実施されておりますので、何卒前記の趣旨を御諒承の上、一段と御協力を賜りますよう御願ひ致します。

印鑑の登録と証明の 取扱いが変りました

七月一日より実施

去る六月二十日新しく豊島区印鑑条例が公布になり七月一日より印鑑の登録及び証明の取扱い方が変りました。主なるものは次のようになります。

一、印鑑の登録や証明の申請は、すべて出張所で取扱い

豊島区条例第五号
東京都豊島区印鑑条例
(目的)
第一条 この条例は、印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めることとを目的とする。

二、印鑑は、必ず御持参下さい。

第二条 区内に居住し、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)または外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)により登録を受けている者は一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。

三、登録、証明の申請の際は本人がお出下さい。

第三条 印鑑の登録を受けようとする者は、印鑑登録申請書に印鑑及び印鑑紙を添えて、みずから区長に申請しなければならない。ただし登録を受けようとする者が、病氣その他やむを得ない理由によりみずから申請することができないときは、その理由を証する書類を添えて代理人により申請することができる。

四、詳しいことは、最寄りの出張所、または区役所戸籍課にお問合せ下さい。

第六条 未成年者又は準禁治産者で、印鑑の登録を受けようとする者は、その者の法定代理人または保佐人の同意書を添えなければならない。

次
の
通
り
で
す。

第七条 印鑑を使用するとき、朱肉または黒肉を使用しなければならない。

東京都豊島区印鑑条例を公布する
昭和三十一年六月二十日
東京都豊島区長木村秀崇

2
前項の規定は、第五条、
第九条、第十条及び第十三

条の規定に準用する。

(保証人の連署)
第四条 前条の印鑑登録申請書には、本区または他の特別区において印鑑を登録している者の連署押印した保証がなければならない。ただし、他の特別区の区長の印鑑証明書を添えて申請する場合はこの限りでない。

2
前項の保証を付した印鑑登録申請書には、その保証人の印鑑証明書を添えなければならない。ただし、保証人が本区において印鑑の登録を受けている場合は、この限りでない。

(印鑑の登録変更申請)
第五条 印鑑の登録を受けている者が、印鑑の登録を変更しようとする場合は、印鑑登録変更申請書に新旧の印鑑を添えて、申請しなければならない。ただし、旧印が滅失、き損またはその他の理由により押印できないときは、印鑑登録変更申請書に保証人の連署押印を添えて旧印鑑またはその理由を証する書類を添えなければならない。

(未成年者及び準禁治産者の登録申請)
第六条 未成年者又は準禁治産者で、印鑑の登録を受けようとする者は、その者の法定代理人または保佐人の同意書を添えなければならない。

(押印に使用する印肉)
第七条 印鑑を使用するとき、朱肉または黒肉を使用しなければならない。

(印鑑の登録拒否)
第八条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、印鑑の登録をすることができない。

一、戸籍簿または住民票に記載されている氏、名または氏及び名の一部を組合せたものであらわされていないもの(名については漢字、平がなまたは片かなに替えられているものを除く)

二、職業等他の事項をあらわせられていないもの

三、ゴム印その他印形の変化しやすいもの

四、印影の大きさが一辺の長さ二十ミリメートルの正方形に収まらないもの

五、印影の照合が困難と認められるもの

六、保証の真実性が疑わしいもの

七、登録申請が本人の意思であることを確認できないもの

八、外国人の場合において外国人登録原票に記載されている氏名または氏若しくは名を、その文字であらわしていないもの

九、外国人的に記号を添えて申請するもの

十、印鑑紙記載事項変更の届出(印鑑紙の登録を受けている者が、印鑑紙の記載事項について変更を生じたときは、直ちに、区長に印鑑紙記載事項変更届書によりその旨を届け出なければならない)。

(登録停止の届出)
第十条 印鑑の登録を受けている者が、登録を停止しようとするときは、印鑑登録

停止届書にその印鑑を押印して届出なければならない。ただし、登録を受けている印鑑が滅失、き損またはその他の理由により押印できないときは、印鑑またはその理由を証する書類を添えなければならない。

(備付簿冊)
第十一条 区長は、申請のあった印鑑を登録するため、印鑑簿及び印鑑添帳簿を備え付けなければならない。

(登録印鑑の消滅)
第十二条 区長は、次の各号の一に該当したときは、その登録している印鑑を印鑑簿から削除する。

一、登録変更申請または登録停止の届出により印鑑の登録を廃止したとき

二、登録を受けている者が死亡し、または失踪宣告を受けたとき

三、登録を受けている者が区外に転出したとき

四、婚姻等により第八条第一号及び第八号に該当したとき

五、その他住民票から削除されたとき

(印鑑証明の申請)
第十三条 印鑑の証明を受けている者が印鑑の証明を受けようとするときは、手数料を納付して印鑑証明交付申請書に印鑑証明用紙を添えて区長に申請しなければならない。

(印鑑の証明)
第十四条 区長は、印鑑簿に登録してある印鑑について証明する。ただし、区外に転出した者が転出先において印鑑の登録を申請するた

めに用いる場合は、一回に限り印鑑添帳簿により証明することができる。

(印鑑の証明拒否)
第十五条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、印鑑の証明をすることができない。

一、印鑑が、き損、腐滅等のため照合困難と認められるとき

二、印鑑の提示を求めた場合、これに応じないとき

三、他の文書に押印したものの証明、または印鑑証明書の再証明を求められたとき

四、代理人をして証明を求めた場合において本人の意思であることを確認することができないとき

五、その他区長が不適当と認めたとき

(補則)
第十六条 この条例の施行に

ついて必要な事項は、区長が定める。

附 則
この条例は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2
この条例施行の際、現に登録してある印鑑は、この条例により登録したもののみならず、ただし、第八条に該当する印鑑は、この条例施行後二年以内に登録変更申請をしなければ印鑑簿から消滅する。

3
東京都印鑑条例(昭和二十三年東京都条例第二十号)第四条及び第五条により登録してある法人の役員としての印鑑は、この条例施行後一年を経過したとき印鑑簿から消滅する。

昭和 31 年第 1 回募集始まる 公団賃貸住宅の申込受付

一、受付について

○申込用紙交付期日
昭和三十一年七月十一日(木)～十七日(火)
午前十時～午後五時
(土)は十二時まで

○申込受付期日
昭和三十一年七月十六日(月)～二十一日(土)
午前十時～午後五時
(土)は十二時まで

○申込用紙交付
豊島区役所建築課住宅係

○申込受付場所
同上

一、牟礼住宅 三鷹市牟礼西原二、〇二〇(バス停留所より八分、吉祥寺駅よりバス七分)

二、抽せんについて

○牟礼住宅
七月三十日(月)九時三十分

○分於千代田区公会堂(都電九段下)

○青戸住宅、西本郷住宅、荒工山住宅
八月二十一日(火)九時三十分 同上

三、家賃固定資産税敷金共益

東京都千代田区竹平町三番地(都電九段下)
日本住宅公団東京支所
電話 〇五二〇一～九 計画部管理課

費等について

○各団地の各種住宅の家賃は概算です。賃貸契約は決定家賃で締結していただきます。

○家賃のほか、固定資産税その他の公租公課が課せられるときは、その相当額を払っていただきます。

○敷金として家賃の三ヶ月分に相当する額を納付していただきます。

○このほか附帯施設の共益費として一ヶ月一五〇円位が必要でです。

備考	計	H G		F E		D C		型別	構造及規模(坪)	階層別	間取り	戸数	家賃(概算)
		東	西	東	西	南	北						
どの住宅もガス、上下水道浴室(木製浴槽)つき水洗便所完備、ただし、G・Hは男女別の共同浴槽、共同便所。入居可能予定八月下旬～十月下旬。	計	五階建 (五・五坪)	鉄筋コンクリート造箱型 单身者用	一階	二階	約五帖	男子 三	女子 三	二、六〇〇円	二、五〇〇円	四九〇		
													五階
	計	五階建	鉄筋コンクリート造屋型	一階	二階	約五帖	男子 三	女子 三	二、六〇〇円	二、五〇〇円	四九〇		
													五階
	計	五階建	鉄筋コンクリート造屋型	一階	二階	約五帖	男子 三	女子 三	二、六〇〇円	二、五〇〇円	四九〇		
													五階
	計	五階建	鉄筋コンクリート造屋型	一階	二階	約五帖	男子 三	女子 三	二、六〇〇円	二、五〇〇円	四九〇		
													五階

二、青戸住宅、葛飾区青戸町一丁目(京成青戸駅上野駅より二十分、下車徒歩三分)

備考	計	C B		型別	構造及規模(坪)	間取り	戸数	家賃(概算)
		東	西					
どの住宅も上下水道浴室(木製浴槽)つき、水洗便所完備、但Cは男女別共同浴槽、共同便所、入居可能予定十月下旬以降	計	約五帖	男子 一〇三	女子 一〇三	鉄筋コンクリート造箱型 四階建(十三坪) (十一・八坪)	六帖、四・五帖 ダイニングキッチン	九六八	四、七〇〇円

三、西本郷住宅 大宮市大字西本郷(国電大宮駅乗換、東武鉄道大宮公園駅下車徒歩十)

備考	計	L K	型別	構造及規模(坪)	間取り	戸数	家賃(概算)
どの住宅もガス、上下水道、浴室、水洗便所あり、入居可能予定九月下旬～十月月上旬	計	六帖、三帖 居間兼食室	鉄筋コンクリート二階建 (十二・八坪)	六帖、三帖 居間兼食室	二二二	三、九〇〇円	三、九〇〇円

四、荒工山住宅 柏市荒工山(上野駅より常盤線で三十分、柏駅下車徒歩十二分)

備考	計	L K N	型別	構造及規模(坪)	間取り	戸数	家賃(概算)
どの住宅もガス、上下水道、浴室、水洗便所が完備、入居可能予定十一月月中旬以降	計	六帖、三帖 居間兼食室	鉄筋コンクリート箱型 四階建(十二・二坪)	六帖、四・五帖	二二四	三、六〇〇円	三、六〇〇円

一、申込者の資格(世帯用住宅)

① 現に同居し又同居しようとする親族があること
 (婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚約者をふくむ)
 ② 住宅に困窮している方
 ③ 入居申込者の世帯全員の毎月の平均収入の合計が(税込)二五、〇〇〇円以上であること
 ④ 入居した場合の家賃の支払に確実な連帯保証人があること
 ⑤ 入居者の世帯全員が円満な共同生活の出来る方であること

二、申込者の資格(单身者用住宅)

(1) 住宅に困窮している方
 (2) 入居申込者の毎月の平均収入(税込)が一〇、〇〇〇円以上であること
 (3) 单身者で円満な共同生活を営む事の出来る方
 (4) 入居した場合の家賃の支払に確実な連帯保証人のある方
 三、申込の要領
 (1) 一団地につき一世帯一戸限り申込むことが出来ます。
 (2) 数団地が同時に募集される時は第一希望地第二希望地を記して二団地まで申込むことが出来ます。

三、提出する書類は申込書一通、連絡用ハガキ二通(公団で用意した私製ハガキに記入切手貼付の事、申込者調査書一通、印鑑、米の通帳)

③ 提出する書類は申込書一通、連絡用ハガキ二通(公団で用意した私製ハガキに記入切手貼付の事、申込者調査書一通、印鑑、米の通帳)
 四、入居者の決定方法
 団地別公団抽せん、入居決定者は公団と賃貸契約を締結、この時、月収証明証(又は所得額証明証)連帯保証人申告書、婚約証明書を提出していただきます。
 五、申込について御注意
 申込書その他提出書類の記入内容に虚偽がある場合は申込及び入居決定は無効になります。

緑の山は招く

区民キャンプ村開設

山の清涼なる大気と雄大な大自然の環境の中に育まれて行く健康！ 本区では区民皆さんの夏のレクリエーションとして、次のように区民キャンプ村を開設いたしますことになりました。みなさん多数の御利用を望んでおります。

記

期日 七月二十一日より八月六日までの十七日間、利用日数随意(三泊三日が適当です)

場所 山梨県北巨摩郡白州町駒ヶ岳山麓

中央線窪崎下車バス四十分徒歩十五分、又は小淵沢下車バス十分徒歩五十分

対象 区民一般、学生、区内に職場を有する者も可、但し学生は中学生以上とする。

携行品

- イ、衣類
 - 防寒具(セーター、シャツ類)、下着の着替、靴下
 - 雨具(レインコート、ヤツケ等)
 - 口、用具
 - ルックサツク、手拭、チリ紙、ランタンとローソク又は懐中電灯、ナイフ
 - マツチ、毛布、天幕用はき物(ゾリー、ゲタ等)
 - 斧(出来るだけ)

ハ、食器

- サジ、フォーク、箸、コップ、飯盆、サラ、水筒等
- ニ、食糧
 - 米、調味料、副食物、その他(各自日数に応じて持参の事)
- ホ、服装
 - 男女共長ズボン、長袖シャツ、帽子の事

燃料

区に於て用意する。費用 一名約七百円(交通費)他参加料等一切不要。

申込方法 申込書により七月十四日(土)まで豊島区教育委員会社会教育課体育係で受付いたしました。

定員 一晚七〇名

備考 コース等種々のお問

健康と情操を育ぐくむ

緑蔭子供会山の家

静かな緑の山に営む共同生活を通して生れて来る健康と豊かな情操、そこは伸びて行く青少年の天国！ 緑が呼ぶ山が呼ぶ、緑蔭子供会が！ 本区においては夏の休みを迎えて本年も緑蔭子供会山の家を次のように開催いたしますことになりました。多数の参加者を望んでおります。

名称 豊島区緑蔭子供会山

卒業を間近に技術習熟進む

成人職業学校

六月十二日に開校し、その授業の半ばも過ぎた本区成人職業学校は各科目共そこで通学する生徒の職業技術の習得による新しい飛躍への心構えは十分に熟し、只一人の休む人もなく各教室共一種の緊迫感さえ感じられ、こうした技術がやがて職場に



注入されて生かされ、又新しい職場への進出が大いに期待される訳であります。尚今回入学出来なかつた方は、十月頃第十一期の成人職業学校の開校が予定されておりますから、その節の来校をお待ちいたしております。

貯蓄で樹立

明るいくらし

最近のわが国経済の健全化が所期以上の急速な歩調を示しておりますことは各分野にわたつての消費の節約、貯蓄の増強と云う、まことに着実なみなさんの努力が土台となつておること、思われま

す。然しわが国としましては本年度は経済自立五ヶ年計画の最初の年度であり、此の計画に基き経済規模の拡大を図るに、貯蓄の増強、資本蓄積の促進こそ、最も緊要であるものと思われま

す。そこでわれ々国民は昨年度に引続きゆるむことのない心構えによつて貯蓄の増強に励んでいただくため政府においては、本年度も昭和三十一年度第一次貯蓄増強運動と銘打ち来る六月十五日より、貯蓄で繁栄の道を固めま

しよう。明るい暮しは貯蓄から米や麦や藁などの代金はひとまず貯蓄しましょう。収入の一割は貯蓄しましょう。

をスローガンに運動を展開しましたので、本区においてもこれに呼応して、皆さんに貯蓄実践の励行をお願いするた

回数	第一日	第二日	第三日
十	七月二十二日	七月二十三日	七月二十四日
九	七月二十五日	七月二十六日	七月二十七日
八	七月二十八日	七月二十九日	七月三十日
七	七月三十一日	八月一日	八月二日
六	八月三日	八月四日	八月五日
五	八月六日	八月七日	八月八日
四	八月九日	八月十日	八月十一日
三	八月十二日	八月十三日	八月十四日
二	八月十五日	八月十六日	八月十七日
一	八月十八日	八月十九日	八月二十日

費用 一回一名、百二十円
 指導者を含む(二泊の宿泊入浴、賄を含む)
 交通費 大人往復二六〇円 小人一三〇円 団体割引あり。吾野―高山間のバス不定期一合一五〇〇円
 参加方法 参加申込書に記入の上、区教育委員会社会教育課文化係まで申込下さい。電話助一〇五一五
 その他 山の家に救急箱、紙芝居を備えます。
 回数及期日

私達の生活を豊かにし、明るい生活を樹立することはやがてわが国を豊かにし平和にすることでありませう。そこで生活を明るく楽しくする最も身近な一つとして、今までの生活様式や慣習に再検討を加え生活からむだをはぶいた生活の合理化と科学化が必要なのと思われまうので、本区においてには都区共催により区内婦人会員を対象に、各科目についてその道の権威者である講師を招聘して、七月一日から九月末日迄の期間に区内各地で生活改善講習会を開催することになり、既にその第一回目は終つており、多大の成果をおさめております。尙開催婦人会並期日、科目等の内容は次のようなものであります。

生活の合理化と科学化 生活改善講習会

- 一、七月二十七日 育児、児童心理学、講義 正しい育児法、成長期にある児童心理学、しつけの問題 雑司が谷二丁目婦人会 食生活の合理化
- 一、七月二十八日 化粧の洗い方、アイロンのかけ方 高南婦人会
- 一、九月十五日 育児、児童心理学講義 正しい育児法、成長期にある児童心理学、しつけの問題 有隣婦人会
- 一、七月二十三日 食生活の合理化(実習中心に講義) 栄養知識と調理法 池五婦人会

- 食生活の合理化 (実習中心に講義) 栄養知識と調理法 長崎四丁目婦人会
- 一、七月三十一日 食生活の合理化 前の項と同じ 日ノ出母の会
- 一、七月二十二日 洗たく(講義、実習)
- (実習中心に講義) 栄養知識と調理法 若葉婦人会
- 一、八月二十日 和裁(講義、実習) 涼しく着る着物のきかたと経済帯のつくり方 さつき婦人会
- 一、九月三日 家庭生活の改善(講義、座談) 家事の合理化 家族会議、生活と研究、冠婚葬祭の簡素化 長崎五丁目婦人会

水は招く! 区民プール

梅雨があけると子供達に取つて楽しい夏が訪れて来る。区民プールは昨年よりも早く七月一日から開かれ涼を求めると子供の健全な遊び場として重宝がられている。又夜間の照明灯もあり、白い飛沫にむすような夏の夜のひとときをすごされる様、左の時間帯で皆様の御来場をお待

場所	西武池袋線原町駅前
料金	一人一回 貳拾円
期日	七月一日から九月十日迄
時間	第一回午前9時~11時 第二回 " 11時30分~1時30分 第三回午後2時~4時 第四回 " 4時30分~6時30分 第五回 " 7時~9時

失業保険の適正給付に御協力を

失業保険金の給付の適正化を期するために、不正受給防止対策として、全国の安定所に六月十六日から「失業保険給付調査官」を設置することになりました。従来保険金受給者の多い安定所には専任の不正受給調査員がいましたが、最近目立つて多くなつた不正受給者の調査発見のため、保険業務に充

「募金を行うには」

募金を行う場合は必ず許可を得て下さい。学校関係、祭礼関係、一般を問わず多数人に呼びかけて寄附を集める時は必ず許可を受けなければなりません。豊島区内のみで行う場合は募金許可申請書を区役所総務課係へ二通提出して区長の許可を受けて下さい。募金の区域が二区以上全部にわたる場合は許可申請書を三通(用紙は区役所備付けのもの)を御使用下さい。提出して都知事の許可を受けて下さい。(提出先は区役所総務課係) 許可申請書は募金開始十日前までに提出すること。許可を受けなくて募金した場合は都条例によつて罰せられますから御注意下さい。許可を要する募金というものは多数人に金銭物品又は財産上の権利の出資を促す行為を云い、後援費、賛助費、基金、分担金、会費等如何なる名称であつてもそれが出資を

昭和三十一年度日赤募金結果

例年の如く五月一日より一ヶ月間にわたつて行われた昭和三十一年度赤十字事業資金募集運動は、区内各地区推進委員、並に協賛委員の方々の絶大な御協力と区民みなさんの御理解ある御支援により下表に見られるように好成績を挙げることができ、関係

地区別	目標額	募金額	達成率	昨年度達成率
第1地区	291,400円	255,310円	91.05%	68.13%
第2地区	318,200 "	329,400 "	103.52 "	97.85 "
第3地区	196,400 "	215,290 "	109.62 "	105.35 "
第4地区	142,100 "	160,195 "	112.73 "	102.31 "
第5地区	102,200 "	127,735 "	124.98 "	112.93 "
第6地区	137,700 "	164,785 "	119.66 "	86.78 "
第7地区	160,200 "	125,910 "	125.66 "	105.42 "
第8地区	108,100 "	126,918 "	117.41 "	98.28 "
第9地区	104,700 "	143,715 "	137.27 "	121.17 "
その他		51,500 "		
合計	1,501,000円	1,700,758円	113.31%	100.77%

受領証書を交付し、控を保管しておくこと。但し、街頭基金等受領証書を交付する事が不可能な場合を除く募金が終了した際は必ず七日以内に収支決算書を添えて報告することになっており、若し、この報告書が提出されない場合は次回以後の募金許可申請書は受理しないことになつて居りますから、必ず提出されるよう御注意願ひます。尚募金の許可についての詳細は区役所総務課係(十四番窓口、電話助一〇〇六番)へお尋ね下さい。